

主たる(従たる)事務所の変更に必要な書類

届出先	チェック	書類名
府庁および 地方整備局		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第1面)
		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第3面)
		宅地建物取引業免許証書換え交付申請書 主たる事務所の場合のみ
		事務所を使用する権限に関する書面(添付書類5) 下記書類の原本掲示 ・申請者所有の場合 建物登記簿謄本又は固定資産評価証明書その他所有事実を確認できる書類 ・賃貸借などの場合 建賃貸借契約書、使用承諾証明書
		★ 事務所付近の地図 最寄駅から事務所までの距離、徒歩時間記載のこと
		★ 事務所写真・見取り図 全景・入口・商号・事務所内部・業者票・報酬額表
		★ 履歴事項全部証明書(法人/従たる事務所は登記済みの場合) 発行後3か月以内のもの
		免許証(原本) 主たる事務所の場合のみ
		免許証書換え交付手数料 ※POS連絡票必要 ¥500 主たる事務所の場合のみ
宅建協会 ○は必須		○ 会員名簿登録事項変更届(3枚)
		○ 申請書類副本より ★分の写し
		○ 新免許証の写し 後日発行されてからの提出可 主たる事務所の場合のみ
		△ 口座振替依頼書 ※口座番号に変更がある場合は郵送・来館で受付
		※押印要(銀行お届け印)
		△ 会員カード返却(正 A B)

①上記書類は、泉州支部HP(下記リンク参照)よりダウンロードして頂くか、支部まで取りに来て下さいますようお願い致します。

主たる事務所 → <https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/syu-jyuusyo/>

従たる事務所 → <https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/jyuu-jyuusyo/>

②府庁へ変更届け提出の際、書類を2部(正・副)作成し提出してください。(知事免許の場合)
(変更のお届けは、変更後1か月以内にご提出下さい。)

③府庁届け出後、大阪府收受印のある副本より★分の写しと、協会書類をご準備頂き泉州支部まで提出して下さい。



大阪府宅地建物取引業協会

泉州支部

大阪府宅地建物取引業協会 泉州支部

TEL 072-438-9001

FAX 072-438-9004

e-mail osakatakken-sensyu@song.ocn.ne.jp

主たる（従たる）事務所の住居表示の実施の変更に必要な書類

届出先	チェック	書類名
府庁および 地方整備局		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（第1面）
		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（第3面）
		宅地建物取引業免許証書換え交付申請書 主たる事務所の場合のみ
		★ 履歴事項全部証明書（法人 / 従たる事務所は登記済みの場合） 発行後3か月以内のもの
		★ 住居表示実施証明書（個人のみ）
		免許証（原本） 主たる事務所の場合のみ
		免許証書換え交付手数料 ※POS連絡票必要 ¥ 500 主たる事務所の場合のみ
宅建協会 ○は必須		○ 会員名簿登録事項変更届（3枚）
		○ 申請書類副本より ★分の写し
		○ 新免許証の写し 後日発行されてからの提出可 主たる事務所の場合のみ
		△ 口座振替依頼書 ※口座番号に変更がある場合は郵送・来館で受付 ※押印要（銀行お届け印）
		△ 会員カード返却（正 A B ）

①上記書類は、泉州支部HP（下記リンク参照）よりダウンロードして頂くか、支部まで取りに来て下さいますようお願い致します。

主たる事務所 → <https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/syu-jyuusyo/>

従たる事務所 → <https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/jyuu-jyuusyo/>

②府庁へ変更届け提出の際、書類を2部（正・副）作成し提出してください。（知事免許の場合）
（変更のお届けは、変更後1か月以内にご提出下さい。）

③府庁届け出後、大阪府収受印のある副本より★分の写しと、協会書類をご準備頂き泉州支部まで提出して下さい。



大阪府宅地建物取引業協会

泉州支部

大阪府宅地建物取引業協会 泉州支部

TEL 072-438-9001

FAX 072-438-9004

e-mail osakatakken-sensyu@song.ocn.ne.jp